

委員会発案第 5 号

介護保険制度の抜本的な改善と介護従事者の処遇改善を国に求める
意見書の提出について

介護保険制度の抜本的な改善と介護従事者の処遇改善を求める意見書（案）を、地方自治法第 109 条第 7 項及び由利本荘市議会会議規則第 14 条第 2 項の規定により、別紙のとおり提出します。

令和 6 年 12 月 17 日提出

由利本荘市議会議長 長 沼 久 利 様

提出者 由利本荘市議会教育民生常任委員会
委員長 吉 田 朋 子

(別紙)

介護保険制度の抜本的な改善と介護従事者の処遇改善を求める意見書（案）

介護保険制度は施行24年が経過したが、利用料、食費、居住費など費用負担が重い
ため、必要なサービスを十分利用できない実態が広がり続けており、家族介護を理由
とする介護離職も高止まりのままである。

令和6年度の介護報酬改定はプラス改定となったが、介護職員と全産業平均との月
額約7万円の賃金格差を埋めるには程遠い内容であり、また、介護事業所の経営に困
難をもたらしている物価上昇分をカバーすることもできない改定である。さらに、訪
問介護の報酬が引き下げられたことで、地域で最も身近な小規模訪問介護事業所が廃
業に追い込まれる事態も生じており、各地で不安の声が上がっています。

介護現場の人手不足も深刻であり、ヘルパーの有効求人倍率が15倍を超えるなど、
このままでは介護の担い手がいなくなり、介護保険制度そのものが崩壊しかねない中
で、政府は、利用料2割負担の対象者拡大、ケアプランの有料化、要介護1・2の保
険外しなどの審議を令和7年から再開しようとしている。

介護する人と受ける人がともに大切にされる介護保険制度の実現には、社会保障費
を増やし、介護保険の国庫負担を引き上げ、介護従事者の大幅な処遇改善と増員を図
ることが何よりも必要である。

以上の趣旨から下記事項につき、地方自治法第99条の規定に基づき意見書を提出す
る。

記

1. 社会保障費を大幅に増やし、必要なときに必要な介護が保障されるよう、費用
負担の軽減とサービスの拡充など介護保険制度の抜本的な見直しを行うこと。

介護保険財政に対する国庫負担の割合を大幅に引き上げること。

2. 訪問介護の基本報酬の引下げを撤回し、介護報酬全体の大幅な底上げを図る再
改定を至急行うこと。

その際は、サービスの利用に支障が生じないように利用料負担の軽減など対策
を講じること。

3. 利用料2割負担の対象者拡大、ケアプランの有料化、要介護1・2の保険外し
など、介護保険の利用に重大な困難をもたらす、新たな制度見直しを検討しない
こと。

4. 全額国庫負担により、全ての介護従事者の賃金を全産業平均まで早急に引き上げること。

介護従事者を大幅に増やし、一人夜勤体制の解消、人員配置基準の引き上げを行うこと。

令和6年12月17日

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
総務大臣 様
財務大臣 様
厚生労働大臣 様

秋田県由利本荘市議会議長 長 沼 久 利